

2010年4月19日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司

副総経理 吳 明憲

E-mail : [meiken@jris.com.cn](mailto:meiken@jris.com.cn)URL : <http://www.jris.com.cn>

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15楼62室

電話 : 021-5054-1677 fax : 021-5054-6122

**日本総研**

The Japan Research Institute, Limited グループ

## 輸入支払い核鎖<sup>1</sup>制度改革試点

2010年4月2日付で《国家外貨管理局：輸入支払核銷制度改革試点実施の関連問題に関する通知》<sup>2</sup>が公布され、5月1日より天津市、江蘇省、山東省、湖北省、内モン古自治区、福建省、青島市で試行されることになりました。試点対象外地域は現行の輸入支払い規定に沿って手続きを行います。なお、猶予期間措置として試点地区と非試点地区とも2010年1月1日以前の輸入支払業に関しては2010年7月31日までに核銷手続きを行うものとしています。

### 1. リスト管理

輸入単位は対外貿易経営権を取得した後に、「輸入単位支払リスト」の登記手続きを行い、また輸入支払い業務確認書を署名する必要があります。なお、既に「輸入単位支払いリスト」に登録している企業については7月31日までに輸入支払業務確認書に署名手続きを行う必要があります。

### 2. 対象となる支払い

- (1) 国外に輸入貨物の代金を支払う場合；
- (2) 国内の保税監視管理区域、オフショア口座及び国外機構国内口座に向けての輸入代金の支払い或いは深加工結転における国内支払い
- (3) その他の貿易項下の支払い。

サービス貿易は対象外になります。

<sup>1</sup> 輸入に対してそれが支払われていることを照合することを言います。

<sup>2</sup> 匯發[2010]14号

### 3. 現場核銷及び非現場核銷

今般の通達では現場核銷を非現場核銷へ移行するとしております。現場検査と非現場検査とは次のことを言います。

現場検査	外貨管理局は非現場核銷及び監視事前警告の結果にしたがって、総量検査指標が規定範囲または他の異常状況にある輸入単位の輸入に際する外貨収支業務に対し現場核銷を行う。
非現場検査	外貨管理局は輸入支払データと輸入貨物データに対して非現場総量の対比を行い、輸入単位支払いの真実性と一致性を照合する。

(1) 現場検査が行われるケース

(ア) 検査率及び金額基準

以下のいずれかの状況が存在する輸入単位に対し、外貨管理局は現場監督検査（以下、現場検査という）を行うことができます。

(本細則第 20 条 1-6 項)

<ul style="list-style-type: none"><li>① 輸入貨物総量検査率<sup>3</sup>が 80%未満且輸入過払い差額が 100 万ドル相当を超える場合</li><li>② 輸入貨物総量検査率が 120%を超え且輸入貨物過到着差額が 100 万ドル相当を超える場合</li><li>③ 輸入支払総量核銷率<sup>4</sup>が 50%未満で且輸入過払い差額が 100 万ドル相当を超える場合</li><li>④ 輸入支払総量核銷率が 150%を超え且輸入多外貨回収差額が 100 万ドル相当を超える場合</li><li>⑤ 一ヶ月の輸入払い戻し回数が 10 回を超えたまたは一回の払い戻し金額が 50 万ドル相当を超えた場合。</li><li>⑥ 外貨管理局が必要だと判断したその他の状況。</li></ul>
--

(イ) 輸入支払モニタリング事前警告

輸入支払い監視事前警告の主な内容は次のとおりです。この内容に異常値が見られる場合、現場検査が行われることとなります。

<sup>3</sup> 輸入入荷金額と輸入支払金額の比率

<sup>4</sup> 中継貿易、国外請負工事外貨回収金額と同期の中継貿易、国外請負工事外貨支払金額の比率。

- ① 輸入支払規模、決算方式及び国家/地区流動方向などの状況。
- ② 輸入貨物規模、貿易方式及び税関申告などの状況。
- ③ 貨物総量核銷、貨物過到着差額及び過払い差額などの状況。
- ④ 中継貿易、国外請負工事等外貨回収総量核査情況。
- ⑤ 輸入払戻し頻度、輸入貿易ファイナンス、前払い貨物代金及び代理輸入等の状況。
- ⑥ 新輸入単位リスト、多国籍企業及び関連企業外貨支払い情況。
- ⑦ 資金と貨物が向かう国家/地区の乖離度合いの状況。
- ⑧ 資金フローと貨物フローの趨勢の変動状況。
- ⑨ その他のモニタリング事前警告管理実施の状況。

#### 4. 分類管理の実施

外貨管理局は半年に一回輸入単位に対し審査分類をし、非現場核鎖、モニタリングと事前警告も行い、現場検査状況と輸入単位の外貨管理規定遵守などの状況も踏まえた上で、輸入単位を「一類輸入単位」、「二類輸入単位」と「三類輸入単位」に分類します。

	要件	実施内容
一類輸入単位	二類にも三類にも属さない輸入単位。	便利化管理を実施。《試点弁法》及び本細則の規程に従って正常に輸入支払業務の手続きを行う。
二類輸入単位	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 輸入支払業務に本細則第20条1-6項が規定した状況のいずれかが存在し、現場検査の結果事実であることが証明された場合。</li> <li>② 輸入支払業務に本細則第20条1-6項が規定した状況のいずれかが存在し、且つ期限を過ぎても規定に従わず、外貨管理局に関連の資料を提供しなかった場合。</li> <li>③ 本細則の規定に従わず、外貨管理局に逐一の報告また輸入支払業務登録</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① すべての輸入支払業務に対し事後逐一報告管理を実施する。</li> <li>② 支払期限90日を超過するユーザンスLCを開設してはならない。</li> <li>③ 異地支払いをしてはならない。</li> <li>④ 一回の前払い金額が50万ドル相当を超えた場合、銀行がテストキーを照会した外国銀行が作成した前払い保証書を提出。</li> <li>⑤ 外貨管理局が規定したその他の管理処置。</li> </ol>

	<p>手続きをしなかった場合。</p> <p>④ 外貨管理局が認定したその他の状況。</p>	
三類輸入単位	<p>① 輸入支払業務に連続で二回以上本細則第20条<sup>5</sup>1-6項で規定した状況のいずれかが存在し、且現場検査の結果事実であることが証明された場合。</p> <p>② 外貨管理局が現場検査を実施するときに、本細則の規定に違反し、検査を拒むか協力しないまたは外貨管理局が輸入単位の提供した連絡方法で連絡を取れない場合。</p> <p>③ 外貨逃避詐取等の嚴重な外貨管理規定に違反する行為が存在した場合、外貨管理局処罰または立案調査を受けた場合。</p> <p>④ 外貨管理局が規定したその他の管理処置。</p>	<p>① すべての輸入支払業務は事前登録を実施する。</p> <p>② 信用状、取立て、前払いなどの方法で輸入支払をしてはならない。</p> <p>③ 異地支払いをしてはならない。</p> <p>④ 外貨管理局が規定したその他の管理処置。</p>

## 5. 異地支払い

異地支払いとは本単位が登録地所属省、自治区、直轄市以外のその他の地区の銀行で発生した支払い行為をいいます。試点期間において、省（自治区、直轄市）を跨る異地支払い業務は現行の輸入核銷関連規定に従って処理します。

試点地区企業が非試点地区で異地支払い	登録地外貨管理局で輸入支払備案
非試点地区企業が試点地区で異地支払い	銀行がいまだに改革前の規定によりの規定により《輸入支払備案表》及び関連書類の審査をする場合。

## 6. 銀行による書類審査

<sup>5</sup> 本ニュースレターの2ページ目をご参照。

銀行が輸入単位のために外貨支払手続きを行うとき、輸入単位が記入した輸入外貨支払調査証憑を確認し、且つ以下の規定に従って関連有効証憑及び商業書類の審査を行います。

決済方式	審査書類
LC決済	輸入契約、LC開設申請書
取立	輸入契約、《対外支払/引受通知書》または《国内支払/引受通知書》。
貨物到着後支払い	輸入契約、輸入貨物報関単、商業インボイス。
国外請負工事における貿易貨物代金対外支払	異なる決済方式に応じた関連書類を審査することを以外に、さらに工事請負協議、工事請負資質証明等を審査。
中継貿易における貿易貨物代金対外支払	異なる決済方式に応じた関連書類を審査することを他に、先支払後回収における外貨支払またはLC開設前には、さらに輸出契約、国外銀行が開設するLCまたは保証書を審査。 先回収後支払においてはさらに輸出契約、外貨回収証憑を審査。
深加工結転における対 外外貨支払いまたは国 内外貨決済	異なる決済方式に応じて転廠契約及び関連書類を審査する以外に、さらに貿易方式が「進料深加工」または「来料深加工」の輸出貨物報関単（コピー）を審査。

上述の輸入外貨支払について、代理輸入に属する場合、さらに代理協議を審査する必要があります。この場合、代理者が輸入及び外貨支払の責任を負います。

輸入単位リストにない、三類輸入単位である、支払い単位と輸入貨物報関単経営単位が一致しない、以上のような場合、外貨管理局事前登記を必要とし、さらに《輸入外貨支払登記》を行ってから外貨支払を行います。

次ページ以降で一類、二類、三類企業の全体について取りまとめました。

(1) 一類企業

決済方式	銀行審査有効証憑
信用状	輸入契約、信用状開設申請書
取立	輸入契約、《対外支払/引受通知書》または《国内支払/引受通知書》
前払い	輸入契約、形式発票
後払い	輸入契約、輸入貨物報関単、商業発票
請負工事貿易代金支払	決済方式に応じた関連書類を審査する他に、さらに工事請負協議、工事請負資質証明等を審査。
中継貿易先支払後回収または信用状開設前	決済方式に応じた関連書類を審査する他に、輸出契約、国外銀行が開設した信用状または保証書
中継貿易先回収後支払い	決済方式に応じた関連書類を審査する他に、輸出契約、外貨回収証憑
深加工対外支払いまたは国内外貨決済	決済方式に応じた転廠契約及び関連書類を審査するほかに、後払いの場合さらに貿易方式が「進深加工」または「来料深加工」の輸出貨物報関単（コピー）

(2) 二類企業

決済方式	外貨管理局宛件別事後報告	銀行審査有効証憑	備考
信用状	輸入貨物到着後 30 日（自然日）以内に外貨管理局宛件別事後報告する情況：	輸入契約、信用状開設申請書（支払い期限 90 日（自然日）超のユーザンス信用状の開設は不可）	① 全ての輸入支払い業務は実施後 1 件毎に報告管理 ② 支払い期限 90 日（自然日）超のユーザンス信用状を開設は不可。 ③ 異地支払いは不可。 ④ 1 回の前払い金額が 50 万米ドル相当を超過する場合、銀行テストキーを照合した外方銀行が発行する前払い保証書の提供が必要。 ⑤ 外貨管理局が規定するその他管理措置。
取立	① 輸入単位リストにない。 ② 「二類輸入単位」の輸入支払い。	輸入契約、輸入支払い通知書	
前払い	③ 1 回の契約における支払いと実際に貨物到着または外貨回収差額が 1 万米ドル相当を超過する輸入支払い。	輸入契約、形式発票、1 回の前払い金額が 50 万米ドル相当を超過するまたは契約で保証書の提供が必要と約定している場合、さらに保証書を審査。	
後払い		輸入契約、輸入貨物報関単、商業発票	
請負工事貿易代金支払	④ 輸入における返金。 ⑤ リスト組み入れ三ヶ月以内の新輸入単位の輸入支払い。	決済方式に応じた関連書類を審査する他に、さらに工事請負協議、工事請負資質証明等を審査。	
中継貿易先支払後回収または信用状開設前	⑥ その他件別報告を行う必要のある輸入支払い：	決済方式に応じた関連書類を審査する他に、輸出契約、国外銀行が開設する信用状または保証書。	
中継貿易先回収後支払い	輸入単位は貿易回収支払い検査システム（企業版）を通じて《輸入支払い件別検査報告表》を記入。	決済方式に応じた関連書類を審査する他に、輸出契約、外貨回収証憑。	
深加工対外支払いまたは国内外貨決済		決済方式に応じて転廠契約及び関連書類を審査するほかに、後払いの場合さらに貿易方式が	

		「進料深加工」または「来料深加工」の輸出貨物報関単（コピー）を審査。	
--	--	------------------------------------	--

なお、考査期間内に以下のいずれかの状況が有る輸入単位について、「二輸入単位」に入れることができます。

- ① 輸入支払い業務に本細則第二十条<sup>6</sup>第（一）～（六）項で規定するいずれかの状況が存在し且つ現場検査で事実と属すると確定した場合。
- ② 輸入支払い業務に本細則第二十条第（一）～（六）項で規定するいずれかの状況が存在し且つ期限を超過して本細則第二十四条の規定に従って外貨管理局に関連資料を提供していない場合。
- ③ 本細則の規定に従って外貨管理局に1件毎報告または輸入支払い業務当期を行わない場合。
- ④ 外貨管理局が認めるその他の状況。

<sup>6</sup> 本ニュースレターの2ページ目をご参照。

(3) 三類企業

決済方式	外貨管理局宛事前登記	銀行審査有効証憑	備考
信用状	事前登記的情况： ① 輸入単位リストにない。 ② 「三類輸入単位」の輸入支払い。 ③ 支払い単位と輸入貨物報関単の経営単位が一致しない輸入支払い。 ④ その他の登記を必要とする輸入支払い。 銀行は外貨管理局が発行する登記証明及び関連書類に基づいて輸入単位のために輸入支払いまたは信用状開設。	輸入契約、信用状開設申請書	① 全ての輸入支払い業務は事前登記を実行。 ② 信用状、取立、前払い等方式の輸入支払いは不か。 ③ 異地支払い及び中継貿易支払は不可。 ④ 外貨管理局が規定するその他管理措置
取立		輸入契約、輸入支払い通知書	
前払い		輸入契約、形式発票、1回の前払い金額が50万米ドル相当額を超過する、または契約で保証書の提供を必要とすると約定している場合、さらに保証書を審査。	
後払い		輸入契約、輸入貨物報関単、商業発票	
請負工事貿易代金支払		決済方式に応じた関連書類を審査する他に、さらに工事請負協議、工事請負資質証明等を審査。	
中継貿易先支払後回収 または信用状開設前		決済方式に応じた関連書類を審査する他に、輸出契約、国外銀行が開設する信用状または保証書。	
中継貿易先回収後支払い		決済方式に応じた関連書類を審査する他に、輸出契約、外貨回収証憑	
深加工対外支払いまたは 国内外貨決済	決済方式に応じて転廠契約及び関連書類を審査する他に、後払いの場合さらに貿易方式が「進料深加工」または「来料深加工」の輸出貨物報関単（コピー）を審査。		

なお、考査期間内に以下の状況のいずれかが存在する輸入単位について、「三類輸入単位」に入れることができます。

- ① 輸入支払い業務が連続二回以上本細則第二十条<sup>7</sup>第（一）～（六）項で規定する状況のいずれかがあり且つ現場検査を経て事実には属すると確定する場合。
- ② 外貨管理局が現場検査を実施するとき、本細則第二十四条の規定に違反して、受け入れ拒否または検査協力拒否する場合、または外貨管理局が輸入単位が提供する連絡方式を使用して連絡をとることができない場合。
- ③ 外貨逃避詐取等の外貨管理規定に重大に違反する行為が存在し、外貨管理局の処罰または立案調査を受けた場合。
- ④ 外貨管理局が認めるその他の状況。

以 上

\* 弊社ウェブサイト(<http://www.jris.com.cn/>)でバックナンバーをご覧頂くことができます。

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できると思われる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。

<sup>7</sup> 本ニュースレターの2ページ目をご参照。